

国立大学法人筑波技術大学公正入札調査委員会要項

平成22年4月1日
契約担当役制定

(設置目的)

第1条 この要領は、国立大学法人筑波技術大学において、建設工事及び設計・コンサルティング業務の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報等に対して的確な対応を行うため設置する公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)について定めるものとする。

(委員)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事・事務局長
- (2) 財務課長
- (3) 財務課課長補佐
- (4) 財務課予算・決算係長
- (5) 財務課契約係長

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができるものとする。

(委員会)

第3条 委員会に、委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(調査審議事項)

第4条 委員会は、入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、次の各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期及びその他の入札談合に関する情報があった場合の対応。
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応。

(報告)

第5条 委員長は、委員会における調査審議の結果を、学長に報告するものとする。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、財務課において処理する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1 情報の確認及び通報

入札に付そうとする工事について入札談合に関する情報があった場合には、可能な限り当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、直ちに公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）の事務へ通報すること。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、事務へ通報するものとする。

2 報告

事務は、1により入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合には、情報の内容を報告書（別記様式第1）にまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行う。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合も、報道に基づき報告書（別記様式第1）をまとめ、報告を行う。

3 委員会の招集及び審議

委員会は、2により事務からの報告を受けた場合、当該情報の信憑性及び第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえて第2以下の手続によることとした情報（以下「談合情報」という。）については、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

5 文教施設企画部への通報

委員会は、談合情報を把握した場合、談合情報への対応について速やかに文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室（以下「契約情報室」という。）へ別記様式第1により連絡すること。また、第2に定める対応をとった場合は、各段階において速やかに契約情報室へ連絡すること。

6 建設業許可行政庁等への通報

第4に定める通報を行った場合、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に建設業の許可を与えた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該工事現場の属する区域を管轄する都道府県知事に対し、このことを通報する。

7 入札監視委員会への報告

談合情報とその対応については、文部科学省に置かれる入札監視委員会へ適時報告すること。

8 報道機関等との対応

報道機関等から発注者としての対応についての説明を求められた場合には、委員会の議を得て財務課長等が対応すること。また、談合情報については、報道機関等から求められた場合に限り、公正取引委員会へ通報している旨を明らかにすること。（報道機関等との対応については、公正取引委員会が行う審査の妨げにならないよう留意するものであるから、発注者

側より積極的に談合情報を公表するものではない。)

第2 具体的な対応

談合情報があった場合には、原則として、次に従い対応すること。

1 入札執行前に談合情報を把握した場合

(1) 公正取引委員会への通報

談合情報の提供があった旨を直ちに公正取引委員会へ別記様式第1により通報すること。なお、追加談合情報、入札廃止の決定又は入札の無効の決定等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

(2) 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札参加者全員に対して事情聴取を行うこと。事情聴取を行う対象者は、原則として、契約締結権を有する者又はそれに準ずる者とする。事情聴取は、入札までの時間、発注の遅れによる影響等を考慮して、入札日前の日において行うか、又は入札開始時刻若しくは入札日の繰り下げにより入札を延期した上で行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(3) 談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取等の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、筑波技術大学競争加入者心得（以下「入札心得」という。）第31を適用し、入札執行を延期し、又はこれを廃止するものとする。また、公正取引委員会へ速やかに通報すること。入札の執行を延期した場合で、工事費内訳書及び入札書が提出されていた場合は、それらを保管するとともに、入札を廃止した場合は、別記様式第2の3により、公正取引委員会への通報に合わせてそれらの写しを提出すること。

(4) 談合の事実があったと認められない場合の対応

① 事情聴取等の結果、談合の事実があったと認められない場合には、全ての入札参加者から誓約書を提出させるとともに、入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、入札を無効とする旨の注意を促した後に入札を行うこと。また、誓約書の写しを公正取引委員会へ送付すること。

② この場合、全ての入札参加者に対して、第1回の入札に際し工事費内訳書を提出するよう要請すること。

ただし、工事費内訳書の提出を求めない入札である場合において、入札日において事情聴取を行うなどあらかじめ工事費内訳書の提出を要請する時間的余裕がないときは、発注者の遅れによる影響、工事費内訳書のチェックの必要性等を考慮の上、工事費内訳書のチェックを行わずに入札を執行するか、又は工事費内訳書の提出を要請の上、入札日を延期して入札を執行するかのいずれかにより対応すること。

③ 入札には、積算担当者（当該工事の積算内容を把握している職員）が立ち会い、工事費内訳書を入念にチェックすること。

④ 工事費内訳書のチェックにおいて、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、第2-1-(3)により対応すること。

⑤ 入札終了後に、入札調書又は入札等結果一覧表（以下「入札調書等」という。）の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(5) 一般競争入札の場合の留意点

一般競争入札の場合は、競争参加資格があると認められた者を公表しておらず、また、競争参加資格があると認められた者であっても入札するか否かは明らかでないため、入札日において入札に参加するために入札会場に集まった者を対象として第2-1-(2)以下に従い対応すること。

2 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報があった場合には、入札後においては入札結果等を公表しており、落札者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意しつつ、以下の手順によるのが適切か否かを第1の3により判断すること。

(1) 契約締結以前の場合

① 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ別記様式第1により通報し、併せて入札調書等の写しを送付すること。なお、追加談合情報又は入札の無効の決定等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

② 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

③ 明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、入札心得第32の11号を適用し、入札を無効とすること。

又、その旨を別記様式第2の3により、公正取引委員会へ速やかに通報すること。

④ 談合の事実があったと認められない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められない場合には、入札参加者全員から誓約書を提出させた上、落札者と契約を締結すること。

また、誓約書の写し及び入札調書等の写しを公正取引委員会へ送付すること。

(2) 契約締結後の場合

① 公正取引委員会への通報

談合情報があった旨を直ちに公正取引委員会へ別記様式第1により通報し、併せて入札調書等の写しを送付すること。なお、追加談合情報等があった場合には逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。

② 事情聴取

委員会が事情聴取を行う必要があると判断した場合は、入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行うこと。聴取結果については、事情聴取書を作成し、当該書面の写しを公正取引委員会へ送付すること。

なお、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断すること。また、契約を解除した場合は、その旨を別記様式第2の3により、公正取引委員会へ速やかに通報すること。

第3 個別手続の手順等

第2に定める事情聴取等の手続においては、次に掲げる事項に留意して行うこと。

1 報告書

事務は、入札談合に関する情報に係る通報を受けた場合は、情報の内容を別記様式第1の報告書にまとめること。

2 公正取引委員会への通報等

(1) 公正取引委員会への通報等は、別記様式第2により行うこと。

(2) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務総局地方事務所（支所）審査課（又は第一審査課）である。また、各地方事務所の管轄区域に注意すること。

なお、関東地方には地方事務所が置かれていないため、窓口は公正取引委員会事務総局審査局管理企画課情報管理室である。

(3) その後の調査結果に関する公正取引委員会への通報等は、別記様式第2の2を参考とすること。また、事情聴取から入札までの手続等を引き続いて行う場合又は事情聴取した全ての業者が談合の疑いを否定した場合には、これらを入札終了後にまとめて送付することが出来る。なお、追加談合情報、入札の廃止の決定又は入札の無効の決定等があった場合は、公正取引委員会への通報に併せて、手続の各段階において、事情聴取書及び工事費内訳書、入札書の写し等を送付すること。また、入札の廃止の決定又は入札の無効の決定があった場合は、別記様式第2の3により、公正取引委員会への通知を行うこと。

また、通報等の内容について公正取引委員会から問い合わせがあることも予想されるため、担当者は提出した資料についての的確な対応ができるよう内容について整理しておくこと。

(4) 公正取引委員会への通報等の後に、公正取引委員会より協力要請があった場合は、事務を窓口として可能な限り協力すること。

(5) 一度提出した入札書については、返還しない旨、全ての入札参加業者にあらかじめ周知すること。

3 事情聴取の方法等

(1) 事情聴取は、委員会の複数の委員により行うこと。

(2) 事情聴取は、事情聴取の対象者全員を集合させて、あらかじめ別紙1を参考とした事情聴取項目を通知した上、一社ずつ面談室等に呼び出し、聞き取りを行うこと。

(3) 聴取結果については、別記様式第3により事情聴取書を作成すること。

4 誓約書の提出等

(1) 誓約書については、別紙2を参考に事情聴取の対象者から自主的に提出させること。

(2) 「入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には入札を無効とする旨」の注意を促す場合は、別紙3を参考として注意事項を読み上げること。

(3) 誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第3条若しくは第8条又は刑法第96条の3第1項若しくは第2項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置すること。

5 工事費内訳書の提出

工事費内訳書の提出に当たっては、入札に際し、積算担当官が立ち会い、第1回の入札において、全入札者が入札書を提出した後に、積算担当者が、工事費内訳書の提出を求め、談合の形跡がないかを入念にチェックし、開札すること。

なお、事情聴取、工事費内訳書のチェック等を迅速に行う必要がある場合は、事情聴取と工事費内訳書のチェックを並行して実施することができる。

6 設計・コンサルティング業務の入札に係る談合情報への対応

本通知の規定は、設計・コンサルティング業務の入札に係る談合情報について準用する。

談合情報処理マニュアル

第1 一般原則

1 職員の確認、調書の作成

職員が談合があると疑うに足る事実（以下「談合疑義事実」という。）を得た場合には、直ちに委員会の事務へ電話等により通報すること。

2 報告

事務は、1により談合疑義事実にかかる通報を受けた場合には、談合疑義事実の内容を報告書（別記様式第1の2）にまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

3 委員会の招集及び審議

委員会は、2により事務からの報告を受けた場合、当該談合疑義事実の信憑性及び第2以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。

4 公正取引委員会への通報

委員会の審議を踏まえて第2以下の手続によることとした談合疑義事実については、手続の各段階において逐次かつ速やかに公正取引委員会へ通報すること。なお、追加談合情報又は談合疑義事実等があった場合には逐次公正取引委員会へ通報すること。

5 文教施設企画部への通報

委員会は、談合情報を把握した場合、談合情報への対応について速やかに文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課契約情報室（以下「契約情報室」という。）へ別記様式第1の2により連絡すること。また、第2に定める対応をとった場合は、各段階において速やかに契約情報室へ連絡すること。

6 入札監視委員会への報告

談合疑義事実とその対応については、入札監視委員会へ適時報告すること。

第2 具体的な対応及び個別手続の手順

談合疑義事実を得た場合には、原則として、「談合情報対応マニュアル」第2「具体的な対応」に準じて対応すること。

なお、詳細な手続等は、「談合情報対応マニュアル」第3「個別手続の手順等」に準じて行うこと。

談 合 情 報 報 告 書

平成 年 月 日

情報を受けた日時	平成 年 月 日 () 午前・後 時 分
工 事 名	
入札 (予定) 日時	平成 年 月 日 () 午前・後 時 分
情報提供者	・個人情報 ・報道機関 ・その他(不明を含む) ・会社名: ・役職: ・氏名等:
受信対応者役職・氏名	
情報手段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情報内容	
対応の概要	
当該案件の問い合わせ先	

談 合 疑 義 事 実 報 告 書

平成 年 月 日

事 実 を 得 た 日 時	平成 年 月 日 () 午前・後 時 分
工 事 名	
入 札 (予 定) 日 時	平成 年 月 日 () 午前・後 時 分
談合があると疑うに足りる 事実を申し出た職員	・部局名 ・課, 係名, 役職等
談合があると疑うに足りる 事実を得た根拠	
当該案件の問い合わせ先	

※談合があると疑うに足りる事実を得た根拠となる資料等についても添付すること。

筑技大財発第 号
平成 年 月 日

公正取引委員会事務総局
審査局管理企画課長 殿

国立大学法人筑波技術大学
契約担当役 事務局長

談合情報に関する資料の送付について

国立大学法人筑波技術大学発注の入札にかかる談合情報等に関する下記資料を、別添のとおり送付いたします。

記

談合情報報告書（写）

又は

談合疑義事実報告書（写）

筑技大財発第 号
平成 年 月 日

公正取引委員会事務総局
審査局管理企画課長 殿

国立大学法人筑波技術大学
契約担当役 事務局長

談合情報に関する資料の送付について

平成 年 月 日付け筑技大財発第 号で送付いたしました談合情報等について、
その後の調査の結果を、別添のとおり追加送付いたします。

(事項)

- 1 事情聴取書 (写)
- 2 誓約書 (写)
- 3 入札調書等 (写)
- 4 入札に関する連絡 (無効, 延期, 取消)
(該当するものに○をすること。)
- 5 その他関連資料

公正取引委員会事務総局
審査局管理企画課長 殿

国立大学法人筑波技術大学
契約担当役 事務局長

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条の通知について

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第10条に基づき、下記内容のとおり通知します。

記

- 1 談合情報報告書（写）
- 2 事情聴取書（写）
- 3 誓約書（写）
- 4 工事費内訳書
- 5 入札書
- 6 入札調書（写）
- 7 入札に関する連絡（無効、延期、取消）
（該当するものに○をすること。）
- 8 その他関連資料
- 9 法律第10条に該当すると疑うに足る事実について
- 10 本件連絡先

※該当する資料を添付すること。

事 情 聴 取 書

工 事 名 :

会 社 名 :

事情聴取を受けた者 :

事情聴取者 :

日 時 : 平成 年 月 日 () 午前・後 時 分

場 所 :

質 問 事 項	聴 取 内 容
<p>1 工事の入札に先立ち、既に落札業者が決定している（た）との情報がありますが、そのような事実がありますか。</p> <p>2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ、又は話合いをしたことがありますか。</p> <p>3 あったとすれば、どのような内容の打合せ、または話合いでしたか。（上記2で「あります」の意の回答があった場合）</p> <p>（以下は必要に応じて記載する。）</p> <p>4 本件工事の積算担当部門はどこですか。</p> <p>5 本件工事の積算は、いつ頃できあがりしましたか。</p> <p>6 入札価格は、いつ、だれが決定しましたか。</p>	

事 情 聴 取 項 目

- 1 工事の入札に先立ち、すでに落札業者が決定している（た）との情報（新聞情報）がありますが、そのような事実がありますか。

- 2 本件工事について、他社の人と何らかの打合せ、又は話合いをしたことがありますか。

- 3 （2において打合せ又は話合いをしたという回答があった場合）
どのような内容の打合せ、または話し合いでしたか。

（以下は必要に応じて質問する。）

- 4 本件工事の積算担当部門はどこですか。

- 5 本件工事の積算は、いつ頃できあがりしましたか。

- 6 予定価格は、いつ、だれが決定しましたか。

誓 約 書

平成 年 月 日

国立大学法人筑波技術大学
契約担当役 殿

会 社 名
代表者名
担当者名

今般の 筑波技術大学 工事の競争入札に関し、競争加入者心得第 15 の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約するとともに、今後とも同規定を遵守することを誓約します。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

(参考) 競争加入者心得第 15

- 第 15 競争加入者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 競争加入者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の競争加入者と入札金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
 - 3 競争加入者は、落札者の決定前に、他の競争加入者に対して入札金額を意図的に開示してはならない。

注) この誓約書は、競争加入者に自筆で書かせること。

入札執行に係る注意事項

- 1 本件入札について談合があったとの通報があったが、競争加入者心得を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後、談合の事実が明らかと認められた場合には、競争加入者心得第 32 第 11 号により入札は無効とする。
- 3 誓約書を提出したにもかかわらず、その後独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条又は刑法第 96 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項違反があったと認められるときは、極めて不誠実な行為とみなし指名停止期間を加重して措置する。

(参考) 独占禁止法

第 3 条 [私的独占又は不当な取引制限の禁止]

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第 8 条 [事業者団体の禁止行為・届出義務]

事業者団体は、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

(以下略)

刑法

第 96 条の 3 [競売等妨害]

偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者は、2 年以下の懲役又は 250 万円以下の罰金を処する。

- 2 公正な価格を害し又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。